

## 災害時における被災者支援のための相互協力に関する協定書

赤十字飛行隊熊本支隊（以下「甲」という）と一般社団法人くまもと飛行隊（以下「乙」という）と株式会社NTTドコモ（以下「丙」という）は、以下のとおり合意したため、この協定書（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（目的）

本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携し、九州・沖縄8県における災害（地震、台風、洪水、火災その他非常の事態）が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という）において、甲、乙及び丙が相互に協力し、被災者の支援を図ることにより、地域社会へ貢献することを目的とする。

### 第2条（相互協力事項）

甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項につき連携して取り組むものとする。

- (1) 災害発生時は協力体制の下、対処活動に取り組むことにより、被災者への通信の確保および支援を行い、地域・社会の安心と発展に貢献することを目指す。
  - (2) 平常時から、相互の防災及び災害対処活動に関する協力体制を構築し、不測の災害発生に備える。
  - (3) 本協定に定める、相互協力事項の具体的な内容、その実施方法・実施ルール等については、相互協議の上決定するものとする。
  - (4) その他、双方の協議において必要とされる事項が発生した場合は、目的に逸脱しない範囲において協力する。
2. 前項各号に定める事項について、具体的取組内容等は「仕様書」の通りとする。また甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項について、効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い「仕様書」に変更が生じた場合は、「仕様書」の変更を通知する。

### 第3条（費用負担）

本協定に基づく甲乙の活動に要する費用は乙の負担とし、丙の活動に要する費用は丙の負担とする。ただし前条に定める「仕様書」等において別途定められる場合を除く。

### 第4条（損害の補償）

本協定に基づく甲乙丙の活動にて損害が発生した場合は、次の各号に従うものとする。

- (1) ドコモ貸出物品の損傷・故障は、甲乙丙にて都度協議とする。
- (2) ドコモ機材搬入出時および運搬時におけるドコモ機材の損傷・故障は、丙が対応する。
- (3) ドコモ機材搬入出時および運搬時における赤十字飛行隊設備の損傷が丙の要因によるものであれば、丙が対応する。
- (4) ドコモ機材搬入出時および運搬時における赤十字飛行隊設備の損傷が丙の要因以外によるものであれば、甲乙にて対応する。
- (5) 上記以外の損害が発生した場合は、甲乙丙にて都度協議とする。

### 第5条（公表）

甲、乙及び丙は、本協定の存在、内容及び成果について第三者に開示、公表、プレスリリース等を行う場合は、事前にその実施時期、内容等について両者で合意のうえ実施するものとする。

### 第6条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。但し、期間満了1か月前までに甲乙丙いずれからも本協定を変更し又は終了させる旨の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

### 第7条（変更）

甲、乙及び丙は、本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

### 第8条（秘密保持）

甲、乙及び丙は、本協定の締結に関し、秘密である旨を明記した文書、図面、電磁的記録媒体等、有形な媒体により、相手方が開示した技術上及び営業上の一切の情報（以下「秘密情報」という）を、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び弁護士等の職業上守秘義務を負っている外部専門家、公的機関に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。また、甲、乙及び丙は、第1条に規定する目的以外に相手方の秘密情報を使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっているとき。
- (2) 相手方から提供を受けた時点で既に保有しているとき。
- (3) 相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したとき。

- (4) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得したとき。
2. 秘密情報を開示された者（以下「被開示者」という）は、秘密情報を収録したすべての文書、図面、電磁的記録媒体等の媒体、並びにこれらの複製・複写物、改変物を、他の資料及び物品等と明確に区別して保管し、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。
3. 被開示者は、秘密情報を開示した者（以下「開示者」という）が返還を要求したとき、又は本協定が終了若しくは解除されたときは、すみやかに開示者の指示に従い、秘密情報を収録したすべての文書、図面、電磁的記録媒体等の媒体、並びにそれらの複製・複写物、改変物を開示者に返還し、又は破棄するものとする。
4. 甲、乙及び丙は、本協定終了後5年間、本条に定める秘密保持の義務を負うものとする。

### 第9条（反社会的勢力の排除）

甲、乙及び丙は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という）であること。
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲、乙及び丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
  - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 甲、乙及び丙は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本協定を解除することができるものとする。
4. 甲、乙及び丙は、前項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

### 第10条（協議）

本協定について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲乙丙にて都度協議し決定する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙において署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年7月20日

甲 熊本県熊本市北区植木町有泉852-1  
赤十字飛行隊熊本支隊  
支隊長

新永隆一

乙 熊本県熊本市北区植木町有泉852-1  
一般社団法人くまもと飛行隊  
代表理事

新永隆一

丙 福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目6番1号  
株式会社NTTドコモ  
執行役員 九州支社長

根本浩二